

令和5年逗子市教育委員会11月定例会会議日程

令和5年11月15日（水）

午後2時30分

逗子市役所5階第4会議室

日程第1 9月定例会会議録の承認について

日程第2 教育長報告事項について

日程第3 議案第15号 逗子市学校教育総合プラン（第VI期）について

日程第4 議案第16号 議案（逗子市社会教育委員条例の一部改正について）作成に
関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について

日程第5 議案第17号 逗子市社会教育委員の委嘱について

日程第6 その他

・令和5年度教育研究相談センター主催夏季研修会のまとめ

令和 5 年逗子市教育委員会 11 月定例会教育長報告事項

- 1 令和 5 年度神奈川県都市教育長協議会臨時総会 10月20日（金）
- 2 令和 5 年度神奈川県市町村教育長会連合会総会 10月31日（火）

議案第15号

逗子市学校教育総合プラン（第VI期）について

逗子市学校教育総合プラン懇話会から今後の逗子市の学校教育の方針及び方向性を示す
逗子市学校教育総合プラン（第VI期）（案）が別添のとおり提出されたので、意見を承りたい。

令和5年11月15日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠



案



学校教育総合プラン(第VI期)

2023–2026

～「未来を切り拓く子どもの成長を支えるために」～
21世紀を生きる逗子の子どもの育成



逗子市教育委員会

白 紙

逗子市学校教育総合プラン（第VI期） 目次

学校教育総合プランについて ······	1
学校教育総合プラン策定の趣旨	
改定の背景	
学校教育総合プランの性格及び役割	
学校教育総合プラン第V期から第VI期への改定にあたって	
学校教育総合プラン（第VI期）のイメージ	
学校教育総合プラン	
1 教育環境の充実 ······	4
2 「I 学習指導の充実」 ······	6
① 授業改善の推進	
② 健康体力づくりの推進	
③ 体験活動の充実	
④ 今日的課題への取り組み	
3 「II 支援の充実」 ······	11
① 支援環境の充実	
② 安心できる居場所づくりと絆づくりの推進	
③ いじめ対策の推進	
④ 不登校対策・問題行動対策の推進	
⑤ 幼・保・小・中連携推進	
4 「III 学校組織の充実」 ······	18
① 学校・学年・学級経営の充実	
② 研修・研究の充実	
③ 信頼に基づいた指導の推進	
④ 働き方改革の推進	

逗子市学校教育総合プランについて

学校教育総合プラン策定の趣旨

- ・次代を担う逗子の子どもたちを、中長期的な視点に立って育成する。

(本プランでいう中長期的な視点とは、3~4年ごとに見直しをする中期的視点と数十年後を見据える長期的視点を意味する)

- ・逗子の教育の拠り所となる土台を明確にする。
- ・逗子の公立学校が取り組む教育の方向性を示す。

改定の背景

教育委員会では、高度情報化、グローバル化、少子高齢化(人口減少)など社会の急激な変化を踏まえた国の教育改革や本県・本市の動向を見据えて、「次代を担う逗子の子どもたちを、中長期的な視点に立って育成する。」「逗子の教育の拠りどころとなる土台を明確にする。」「逗子の公立学校が取り組む方向性を示す。」ことを目途として、2006年(平成18年)3月に学校教育総合プラン(第Ⅰ期)を策定しました。その後、社会の変容に合わせ3ヶ年毎に改定を繰り返し、この度、第VI期の策定を行いました。

逗子市では、2015年(平成27年)4月から、24年後の逗子のビジョンを描いた「基本構想」と、それを実現するための8年間の取り組みの内容を定めた「実施計画」との2つから成る「逗子市総合計画」の中で、新しい時代に対応する行政運営の指針を示し、市民との協働によるまちづくりの推進を図っています。その中で教育関係の施策を束ねた政策の柱を『共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまち』と位置付けました。さらに、わたしたちが魅力あるまちを創っていく上で最も大切な「人づくり」において、「逗子教育ビジョン」を教育の基本理念に位置付けるとともに、教育施策を進めるうえでの基本方針を示した逗子市教育大綱を策定しました。

小学校では2020年度から、中学校では2021年度から新学習指導要領の全面実施となり「何ができるようになるか」という視点から、新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実が求められています。また、この資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直しを行い、「何を学ぶか」を整理し、さらに、「どのように学ぶか」を重視した学習過程の改善が求められています。

また、2020年には新型コロナウイルス感染症の影響により、新しい生活様式を意識した学校運営を余儀なくされる状況の中でも、各学校では子ども達の健やかな成長を支えるため創意工夫をしながら教育活動に取り組んできました。

教育委員会では、これまで取り組んできた『逗子市学校教育総合プラン(第V期)』を見直し、新しい教育改革の動向や逗子市総合計画、教育大綱、教育ビジョンとの関係を踏まえながら、今後4年間の『学校教育総合プラン』を公募の市民をまじえて策定しました。

学校教育総合プランの性格及び役割

『学校教育総合プラン』は、これまで実施してきた本市の教育施策や各学校の取り組みを整理しつつ、これからのお子様たちに培いたい力をつけさせるため、学校教育の進め方などについて、理念的な考え方を示すのではなく、具体的・実践的なプランとして考えられています。また、中長期的な視点に立って、教育活動を定期的に振り返り改善をしていくPDCAサイクルを回すことで、より効果的な実践を行うことを狙っています。

プラン策定・改定にあたっては、一年間にわたり教育専門の有識者に指導・助言をいただくとともに、地域や保護者の視点を取り入れるために、公募による市民を加えて検討を進めてきました。

このようにして策定された、このプランの特徴は三点あります。

一点目は、学校現場の教員代表だけではなく公募市民も加わった中で検討されてきたこと。二点目は、10年、20年といった長期的な視点に加え、変わり行く社会情勢や日々進む教育改革に対応できるよう、プランの期間を4年とし、期間最終年度に改めて見直しを図っていく中期的な視点を併せて作成していること。

三点目は、プランに示す内容として、学校教育に関するものを中心に作成していることです。

学校教育総合プラン第V期から第VI期への改定にあたって

これまで、学校教育総合プランでは、『確かな学力』『健康な心身』『豊かな人間性』が、未来を切り拓いていく子どもたちを支える力となることと捉え、この三つを子どもたちに培いたい力と定め、時代背景や社会情勢に合わせ、柱を設定し教育活動を開展してきました。

今回の改定では、前回の改定において整理された重点項目は踏襲しつつ、各項目の内容について、新型コロナウイルス感染症による影響、社会全体のデジタル化が推進されるなかであることなどを意識して見直しを進めてまいりました。

このような視点で改定を行った「学校教育総合プラン（第VI期）」は、子どもたちに前述の三つの力を培うことを目指し、「魅力ある学校づくり」を行ううえで充実させるべき柱を大きく三つ「学習の充実」「支援の充実」「学校組織の充実」としました。

なお、あらゆる教育活動において「教育環境」が、それぞれの柱の推進に大きく影響しています。そのため「教育環境の充実」を三つの柱の支点として位置付けています。

自ら考え、心豊かにたくましく生きる子どもの育成をめざし、子どもの笑顔があふれる魅力ある学校づくりについて、現場の教員代表、公募市民、学識経験者が一緒に検討を進めてまいりました。

次頁にそのイメージを示します。

逗子市学校教育総合プラン（第VI期）のイメージ

自ら考え、心豊かに たくましく生きる子ども

【確かな学力】

学び続ける力

【健康な心身】

たくましく生きるための
健康や体力

【豊かな人間性】

つながりを築く力

魅力ある学校づくり

I 学習指導の充実

- ①授業改善の推進
- ②健康体力づくりの推進
- ③体験活動の充実
- ④今日的課題への取り組み

II 支援の充実

- ①支援環境の充実
- ②安心できる居場所づくりと絆づくりの推進
- ③いじめ対策の推進
- ④不登校対策・問題行動対策の推進
- ⑤幼・保・小・小・中の連携推進

教育環境の充実

- ①学校安全の推進

教育環境の充実

- ②教育情報化の推進

教育環境の充実

- ③地域との協働推進

III 学校組織の充実

- ①学校・学年・学級経営の充実
- ②研修・研究の充実
- ③信頼に基づいた指導の推進
- ④働き方改革の推進

教育環境の充実

- ④学校評価を生かした学校づくり

21世紀を生きる逗子の子どもの育成

「未来を切り拓く 子どもの発達を 支えるために」

1 教育環境の充実

「三つの柱」について、以下の4点をその共通する構成要素の一つとして捉え、「魅力ある学校づくり」を進めると共に、「令和の日本型学校教育」の具現化を模索していきます。

- ① 学校安全の推進
- ② 教育情報化の推進
- ③ 地域との協働推進
- ④ 学校評価を生かした学校づくり

① 学校安全の推進

児童・生徒が安心かつ安全に学校生活を送れるよう努めます。年々、登下校中に車両と接触する事故や、不審者からの声掛け事案が増えてきています。登下校中は、大人の眼が離れることがあるため、学校では、児童・生徒が事故や犯罪に遭わないよう交通安全教育、防犯教育を計画的に実施するなどの啓発活動を行うだけでなく、保護者、地域、警察等と定期的な情報連携を一層進め、未然防止に取り組んでいきます。

また、いつ発生するか分からぬ地震や津波、風水害等の自然災害については、日頃から、防災意識の高揚と、各校で作成している「学校防災活動マニュアル」に基づき、各関係機関と連携し、様々な場面や時間を想定した訓練を実施していきます。実施に当たっては、教職員は予め児童・生徒の安全を確保するための具体的な手順を理解しておくことや、障がいのある児童・生徒に対しては、その児童・生徒の特性を全教職員で共通に理解した上で、それぞれの学校の緊急避難対応に従って行うことが大切です。

老朽化が進む学校施設・設備については、今後、各校の校舎長寿命化工事を、久木小学校から順次計画的に進めていく予定です。

② 教育情報化の推進

2020年度から順次小・中学校で全面実施となった現行学習指導要領では、「情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報通信手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」とあります。本市では、2020年度に小・中学校に在籍する全児童・生徒、及び全教職員に一人一台の端末が整備されまし

た。今後は、授業実践や校内外の研修を通して広く活用を推進していきます。また、各校の活用実践を、情報教育担当者会等で共有し、これを自校での研修や授業に活かすことで、学校間や教員間での格差の縮小を図っていきます。

さらに、児童・生徒が自宅で端末を利用してすることで、感染症による休校や学年・学級閉鎖期間中でも学校からのオンライン配信等によって、学習の保障がなされるよう、より幅の広い活用を行っていきます。

一方で児童・生徒がインターネットを介したいじめに遭ったり、犯罪に巻き込まれたりしないように、情報活用モラル教育の強化を図っていきます。

③ 地域との協働推進

2009年に学校支援地域本部事業が始動してから10年以上が経過しました。それに伴い、学校と地域との連携も年々深まり、登下校や校外活動時の安全管理だけでなく、教科学習や道徳、総合的な学習の時間等における多くの活動が、地域の方々の力によって支えられています。ここ数年は、新型コロナウィルスの影響で地域との協働推進は足踏み状態が続きましたが、少しずつ再開し始めました。

今後、学校を取り巻く現状は、急速に多様化、複雑化し、学校教育の中での地域の教育力は、益々必要になってくるでしょう。学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入に向けて検討する機会を設けていきます。

引き続き、地域と一体となった信頼される学校づくりの実現を目指します。

④ 学校評価を生かした学校づくり

各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さについて評価し、学校として組織的・継続的な改善を図ることを目的に学校評価を行います。まずは、教職員一人ひとりが、日々の授業をはじめ学習活動全般にわたり、自己点検・自己評価を行い、課題があれば改善し次の学習活動へ生かしていくことが大切です。

また、本市では、「評価シート」を活用し、年度初めに各校における目標と取り組み計画を立て、年度末に評価及び課題を挙げます。これら「自己評価」や「評価シート」で課題となった項目については、学校関係者等による外部の意見や評価も加え、改善点を次年度の学校づくりに反映させていきます。

学校には常に教育の質の向上が求められています。今後も「自己評価」や「評価シート」を効果的に活用し、時代の変化に対応した学校づくりを目指していきます。

2 柱 I 学習指導の充実

今回の学習指導要領の改訂は、「社会に開かれた教育課程」の考え方のもと、「資質・能力」の育成を目指す取り組みです。育成を目指す資質・能力を次の三つの柱、

「(実際の社会や生活で生きて働く)知識及び技能」、
「(未知の状況にも対応できる)思考力、判断力、表現力等」、
「(学んだことを人生や社会に活かそうとする)学びに向かう力、人間性 等」
に整理され、児童・生徒が学校教育を通じて「何ができるようになるか」ということを意識しながら育成していくこととしています。

これらの資質・能力の育成のために、次の4つの項目を重点的に取り組んでいきます。

- 1, 授業改善の推進
- 2, 健康体力づくり
- 3, 体験活動
- 4, 今日的課題への取り組み

GIGAスクール構想で2020年度より小・中学校に1人1台端末が整備されました。特別な支援を必要とする子どもを含め、すべての子ども達にSociety5.0の実現に向けて求められる基礎的な力を確実に習得させることが必要とされています。

先行き不透明な現代社会が直面する様々な課題に対し自らの問題として主体的に向き合えるようにし、その課題解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会の創り手となる人材を育むことが学校教育に求められています。

教師が一人で授業づくりをするのではなく、チーム学校として目標を共有し、意識の統一を行い、授業づくりを行っていきます。

柱 I 学習指導の充実

項目①	授業改善の推進
-----	---------

これまで本市では、児童・生徒に「確かな学力」を育成するために、少人数指導やティーム・ティーチングなど多様な学習形態を活用して基礎的・基本的な知識・技能の定着を図り、思考力・判断力・表現力等を育成するための授業の工夫・改善に取り組んできました。また、学習評価を通して、授業のあり方を見直し、個に応じた指導の充実を図る等、指導と評価の一体化にも取り組んできました。

新学習指導要領の改訂を鑑み、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業づくり、授業改善、学びプランの作成に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、十分な成果を得られませんでした。そのため、引き続き具体的な指導方法等の研究を進めていく必要があります。また、育成を目指す資質・能力の三つの柱をもとに児童・生徒が「何を学ぶか」「どのように学ぶか」という観点から、教科等を越えた視点をもちつつ、それぞれの教科等を学ぶことによってどういった力が身に付き、それが教育課程全体の中でどのような意義をもつかを整理し教育課程の全体構造を明らかにしていくことが重要です。コロナ禍で急速にICT化が進んだことで、学びの在り方も変化しています。それにより、文章や情報を正確に読み解き対話する力、科学的に思考・吟味し活用する力、価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力を身に付けること等も求められます。

具体的行動指針及び取り組み例

○「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善

児童・生徒が進んで学習に取り組み、他者と対話することで得た知識を活用・発揮できるような展開を考える。

○カリキュラム・マネジメント

児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育目標を踏まえた教科横断的な視点で教育の内容を組織的に配列した全体計画を作成し、教育内容の質の向上を目指す。

○プログラミング的思考を育む

物事を分解する力、組み合わせる力、シミュレーションする力、抽象化する力、一般化する力を身に付けられるように、プロセスを分けることができ、試行錯誤が求められる活動を取り入れる。

○言語活動の充実

お互いの考えを伝え合うことで、相手の立場や考えを考慮したり、尊重したりする態度を養い、自分の考えを深めさせるとともに、個としてだけではなく共に学び合う集団として発展できるよう学習活動を工夫し、充実させる。

柱 I 学習指導の充実

項目②	健康・体力づくりの推進
-----	-------------

これから予測困難な社会を生き抜くためにも、心身ともに健康な状態であることがとても大切です。健康な体づくりのために、体の組成や体づくりに必要な栄養など、学齢に応じた基礎的知識（健康リテラシー等）を体得していくことが課題です。また、健康な心を育むためにも、自己肯定感を高めるとともに命を大切にし、他者を尊重し多様性を認め合う力を育てていかなくてはなりません。

中学校での完全給食実施にともない、改めて各自が栄養バランスのとれた食事、正しい生活習慣の確立に向け、小学校から中学校に至るまでの体系的な「食育」を確立していく必要があります。

また心身の健康の保持増進のためにも、体を動かすことが果たす役割には大きなものがあります。地域との連携を通し、体力の向上やスポーツを楽しむことの喜び、精神的疲労の回復などを目的とする生涯スポーツを推進していきます。学校施設を有効に活用し、地域指導者の学校部活動などへの派遣をするなど、体を動かす機会を積極的に創出します。

具体的行動指針及び取り組み例

- 健康な体づくりのため、保健体育・理科・家庭科をはじめ、教科横断的な学習を通して、体のつくりや栄養などについて発達段階に応じた食育・健康教育の理解を深める。また、学校における食育の体系化を進める。学校給食において取り組んでいる季節感や地産地消を盛り込んだ献立の工夫など学習で取り上げ、食に対する関心を高めていく。
- 健康な心を育むことができるよう、学校教育全体で、友人を思いやる心や様々な人々と共生できる豊かな心、公共心や規範意識など人々とかかわる力などの育成に努める。また、「いのちの大切さ」や「生命の尊厳」について理解を深める機会を充実させる。
- 子どもたちが性に関して適切に理解し、互いを尊重しあい、行動することができるよう家庭・地域と連携のもとで、発達段階に応じて適切な指導を推進する。
- 薬物乱用防止・喫煙防止教育や交通安全教育、生活習慣病やがん教育などの健康に配慮した教育課程の編成を工夫する。正しい知識を身に付け、将来の自分に関わる出来事であることを認識できるようにする。等

柱 I 学習指導の充実

項目③	体験活動の充実
-----	---------

社会の変化及び、新型コロナウイルス感染症の影響の中で子どもたちの直接体験の機会が減少し、学校内外を通じて子どもたちのバランスのとれた体験活動の充実を図ることが求められています。特に、人間関係をうまく作れない、集団生活に適応できない子どもの増加やいじめの陰湿化に代表される規範意識の低下、初めてのことへの取り組みや物事に創意をもって取り組む意欲の欠如等、これまで見られた問題の深刻化とともに新しい教育課題の発生も指摘されているところです。これらの課題は様々な要因が絡み合って生じているものと考えられますが、課題の背景の一つとして、体験活動の不足があげられます。

これまで、地域や企業と連携した体験活動、自然の中での活動、学年だけではなく縦割りグループでの活動等に学校の状況に合わせて主に「直接体験」に取り組んできました。

Society5.0では、「間接体験」や「擬似体験」の機会が圧倒的に多くなることが予想される中、子どもたちの成長にとって体験活動のバランスの崩れによる負の影響が懸念されています。今後の教育において、ヒト・モノや実社会に実際に触れ、かかわり合う「直接体験」を引き続き大切にしていきます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 様々な体験活動を通して、子どもたちがヒト・モノや実社会とのつながりを自覚し、他者への関心や愛着、思いやりや信頼感を高められるよう、豊かな人間性・社会性を育成する。また、互いの違いを理解し、得意不得意を認め合いながら、合意形成過程を体験させる。
- 学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。家庭や地域との連携・協力を密に活動に取り組む。
- 逗子や近隣地域・社会での直接的な体験活動を通して、多くの人々との交流場面を設定し、それぞれの思いや願いに触れ、地域社会の一員としての自覚を持って地元を愛する心を育み、進んで地域の発展に努める態度を育てる。直接的な体験活動については「意図的」「計画的」に取り組み、すべての子どもたちが参加できる場を保障する。

柱 I 学習指導の充実

項目④	今日的課題への取組
-----	-----------

人は自然と社会の中で生涯学び続けていく必要があります。生涯を通じた「つながりに気づき つながりを築く」人づくりをしていくためにも、学校・家庭・地域が連携した環境の中、集団生活を通じて、お互いの良さを認め合いながら社会的ルール・モラルを学んでいく必要があります。昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により社会の在り方が大きく変わる中、学校教育も大きく変化していかなくてはなりません。児童生徒が主体的に考えることだけではなく、教職員自身も主体的に考え互いに学び合うことが、この課題解決にむけとても重要になります。また、一人ひとりが多様な幸せを実現できる社会としての Society 5.0 実現に向け、児童生徒一人ひとりの興味や関心を引き出し、多様な学びの場を提供して教育の質を向上させていかなくてはなりません。そのために、「個別最適な学び」と、「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で、深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことによって、児童生徒の資質・能力の育成につなげていきます。これまでの実践と I C T を最適に組み合わせていくことにより、Society 5.0 にふさわしい学校を作り上げていかなくてはなりません。

具体的行動指針及び取り組み例

- 地域の特性を活かして、人権教育、キャリア教育、防災・減災教育、市民性教育、福祉教育、環境教育などに取り組む。
- 小・中 9 年間の自己の成長過程を可視化したキャリアパスポートを活用し、自己肯定感を高めるとともに、将来の自分を見据えた進路決定を行えるように取り組む。
- 義務教育修了後の進路を見据え、子どもたちの社会的・職業的な自立を目指すため、「職場体験」等を計画し、地域との連携強化を図る。
- 「わかりやすい授業づくり」「お互いを認め合える学級づくり」を推進するため、各教師が「授業についての自己チェックリスト」、「学級経営の自己チェックリスト」、「児童生徒指導についての自己チェックリスト」、「人権感覚の自己チェックリスト」を活用した振り返りを実施し、学校全体で課題を共有し改善を図っていく。
- 教育課程全体で「持続可能な社会の構築」という観点を意識することにより、児童生徒の価値観の変容を引き出していく。
- 「個別最適な学び」「協働的な学び」を効率的に行うため、GIGA スクール構想で整備された I C T 機器の有効活用とそれに向けた研修を充実させ、教師の資質向上を図る。等

3 柱Ⅱ 支援の充実

少子高齢化が進む一方で、医療の進歩・支援教育への理解の広がり、障がいの概念の変化や多様化など、支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、個々の教育的ニーズに応じた支援を必要とする子どもたちの数は増加の一途をたどっています。

また、令和4年10月に文部科学省が公表した「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」では、以下のように報告されました。

- いじめの認知件数・・・615,351件〔前年度比98,188件(19%)増加〕
- 小・中学校における不登校児童生徒数・・・244,940人〔前年度比48,813人(24.9%)増加〕

こうした状況の下、特別な配慮をする子どもたちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立・社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援の重要性がますます高くなっています。

これまで、平成28年4月「障害者差別解消法」が施行され、具体的な取り組みが求められるようになり、「個別の教育支援計画*の策定及び個別の指導に関する計画の作成の推進」や「合理的配慮の提供」が求められてきました。学校では市内に2つある通級指導教室やこども発達支援センター、逗子市教育研究相談センター等と連携して、子どもの発達に係る相談や個々のニーズに対応する支援を行っています。

支援の充実に向けて、今後も取り組んでいく項目は以下のとおりです。

1. 支援環境の充実
2. 安心できる居場所づくりと絆づくりの推進
3. いじめ対策の推進
4. 不登校対策・問題行動対策の推進
5. 幼・保・小、小・中の連携推進

支援環境を整えるためには、教職員が支援教育に関する正しい知識を身に付けたうえで、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学校が心理や福祉の専門家及び関係諸機関と連携するとともに、家庭や地域に働きかけていく体制を整備することが必要です。

学校は、相手のよさを見つけ、互いに協力し合える人間関係を育むことができる場所でなくてはなりません。学校に不安を感じている児童・生徒が増加傾向にある中で、学校が安心できる居場所となるよう、人と人との心の結びつきや信頼感の中で子どもたちが絆を深めていけるよう取り組んでいきます。

いじめ対策、不登校対策・問題行動対策の推進で何よりも重要なのは、児童・生徒が互いの存在や多様性を認め合うことのできる雰囲気を学校全体でつくることです。すべての児童・生徒の自尊感情の醸成と自己肯定感を育み、安心して学校生活を送ることができるよう取り組んでいきます。

また、就学及び進学の場面においては、急激な環境の変化に伴い、いじめや不登校などの様々な問題が起きやすくなります。これらの問題を未然に防止するためには、子どもたちの多様な状況に対応した円滑な接続が必要となります。

逗子市では、このようにすべての児童・生徒への支援を行う中、「学びにくさ」のある子どもの支援に対して学校・家庭・専門機関が連携し、小・中学校の9年間を見通した支援体制を整え、子どもたちが生き生きと主体的に学びを展開していくける環境づくりに取り組んでいきます。

柱Ⅱ 支援の充実

項目①	支援環境の充実
<p>児童・生徒指導上の課題や特別支援教育の充実など、学校が抱える課題はより複雑化・困難化し、心理や福祉などの専門性が求められる事案も増えてきています。また、特別支援教育の対象となる児童・生徒数は近年増加傾向にあり、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援が必要です。市内の小・中学校において「すべての子に必要な支援を」というコンセプトで、支援環境の一層の充実を目指します。</p> <p>支援環境を整えるためには、教職員が支援教育に関する正しい知識を身に付けたうえで、一人ひとりの教育的ニーズを把握する必要があります。しかし、多種多様な背景を有する児童・生徒の諸問題や、問題行動を繰り返す児童・生徒に対しては、学校のみで解決したり、適切な対応を行ったりすることが困難なケースが多くなってきています。そのため、学校が心理や福祉などの専門家や関係諸機関と連携するだけではなく、家庭や地域に働きかけていく必要です。</p> <p>児童・生徒の「ライフステージ」を見通したよりよい支援を行うために、学校、関係諸機関、地域間の基礎的環境を整備し、「チーム学校」で支援を行っていきます。</p> <p>具体的行動指針及び取り組み例</p> <ul style="list-style-type: none">○支援教育に関する研修や教員のチーム力を高める研修を行う。○すべての児童・生徒にとって有益な授業のユニバーサルデザイン化やクロームブックの活用、交流及び協働学習の推進等、環境整備を充実させていく。そのうえで、支援が必要な児童・生徒には個に応じた指導を行う。○支援が必要な児童・生徒の「支援シート」を学校や関係諸機関で共有し、就学・進級・進学時に丁寧に引き継ぎを行うなど、実効性のあるものにしていく。○児童・生徒のニーズに応じて、学習支援員や支援教育推進ボランティアとの連携や支援教室の効果的活用を行う。○教育研究相談センター・教育支援センター「なぎさ」・こども発達支援センター・子育て支援課・児童相談所・特別支援学校の地域支援担当等との連携を深め、必要な場合は福祉的支援につなぐことも含めて、児童・生徒へ多角的なサポートを行う。○校内支援体制は常に見直し、そのときの児童・生徒の実態、教職員の状況に合わせてよりよいものにしていく。○児童・生徒の情報（見とりや指導経過等）を記録に残し、共有することで適切な支援につなげる。	

柱Ⅱ 支援の充実

項目②

安心できる居場所づくりと絆づくりの推進

学校は、児童・生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所でなければなりません。学校に強い不安感を感じている児童・生徒が増加傾向にある近年、「明日も学校に行きたい」と安心して生活し、学べる居場所になっているか絶えず確認していくことが求められています。

教職員は、自分や仲間の良さを実感できるような「居場所づくり」に取り組んでいくことが必要です。人によって感じ方は違うこと、得意・不得意があること等、違いを認め合う雰囲気を集団に定着させていくことが大切です。こうした取り組みにより、一人ひとりが自己存在感や充実感を感じられる居場所が生まれます。

安心できる居場所の中で、児童・生徒は自発的、主体的に行動することができます。教職員は、児童・生徒が主体的に取り組めるよう、協同的な活動を行う場や機会を設け、児童・生徒がそれぞれの良さを発揮し、良い人間関係を築くことの大切さを実感できる絆づくりを進めていきます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 学校全体で児童・生徒を育成する視点で、学級学年経営を進める。
- 児童会・生徒会活動や運動会・体育祭等の縦割り活動、宿泊学習等の教育活動全体において、児童・生徒が主体となった取り組みを大事にする。
- 児童・生徒同士の関わり合いを意図的に組み込んだ授業づくりを行う。
- 定期的なアンケート調査を実施し、気になることは学年・学校で共有する。また、必要に応じて保護者とも連携を深める。
- 教職員間での情報交換や教育相談コーディネーター、巡回チームとの連携を図り、個や集団のアセスメントを客観的な視点から行う。
- 児童・生徒のニーズに応じて、支援教室や保健室を効果的に活用する。また、スクールカウンセラーによる面談やアセスメントを通して、支援方法の助言をもらい、支援に役立てる。
- 互いに肯定的な関わりを行い、より良い人間関係が築けるよう、自己理解・他者理解・コミュニケーションスキル向上のための学びを積極的に取り入れていく。

柱Ⅱ 支援の充実

項目③

いじめ対策の推進

「いじめは、人間として決して許されない行為である」ということを、すべての児童・生徒、保護者、教職員が共有することが必要です。同時に、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる問題である」という認識を持ち、職員全体で児童・生徒の日常の行動や生活の様子を見守りながら、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の取り組みを進めることができます。文部科学省は、『『いじめ防止対策推進法』におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がり、いじめを早期発見・早期対応することで、重大事態に至る前に未然防止することが重要である』と述べています。

逗子市では、令和3年10月に「逗子市いじめ防止基本方針」が策定され、『いじめはすべての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であるという認識を持って、いじめの根絶に取り組むこと』とうたっています。今後も学校が、家庭、地域、教育委員会、各関係諸機関と連携しながら、児童・生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、取り組みを進めます。

具体的行動指針及び取り組み例

【いじめの防止・早期発見】

- 人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育やコミュニケーション能力の育成を児童・生徒の発達段階に応じて行い、援助的・親和的な学級づくりをめざす。
- 授業や行事等の中で、自己決定の場を用意し、肯定的な関わりをすることで、児童・生徒の自尊感情の醸成や自己肯定感を育み、安心して学校生活が送れる雰囲気づくりに努める。
- いじめの背景にある児童・生徒の抱えている様々な問題やストレスを把握し、援助ニーズのある児童・生徒への丁寧な支援に学校全体で取り組む。
- 児童生徒が困ったときに相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め定期的なアンケート調査・教育相談を実施することで現状を把握とともに雰囲気づくりに努める。

【いじめに対する措置】

- いじめの疑いや相談があった時、チームで対応できるよう教育相談コーディネーターを中心として情報共有する会議を開き、必要に応じて教育委員会や関係機関のサポートを受ける。
- 被害児童・生徒の保護者のみならず、関与児童・生徒の保護者に対し事実を速やかに伝え、継続して丁寧な連絡や説明、対話をを行う。被害児童・生徒の安全を速やかに確保する。
- 被害児童・生徒、関与児童・生徒、双方の事実の見方・感じ方を丁寧に聞き取り、教員・保護者側の見方・感じ方も伝えあい、お互いを尊重した上で歩み寄り方を模索する。
- 重大事態が起きた時は速やかに教育委員会に報告するとともに、学校いじめ防止基本方針に基づいた対応を行う。

柱Ⅱ 支援の充実

項目④

不登校対策・問題行動対策の推進

不登校や学校におけるいじめ・暴力などの問題行動の要因は多様化、複雑化しています。児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応、不登校児童・生徒への適切な支援を行うために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等との連携による教育相談体制を構築します。その上で、一人ひとりの状況や抱える問題をしっかりと認識し、集団指導と並行して個別指導、個別支援にあたります。

不登校児童・生徒について、適切な学習支援を行ったり、安心できる居場所を見つけられるように支援したり、学校復帰など社会的自立に向けて、関係諸機関と連携を図りながら、一人ひとりのニーズに合わせた支援を行っていきます。

また、重要なのは、児童・生徒が互いの存在や多様性を認め合う雰囲気を学校全体でつくることです。すべての児童・生徒の自尊感情を醸成したり、自己肯定感を育んだり、安心して学校生活を送ることができるようになります。

(問題行動に含まれる「いじめ」対策については、前項目③参照)

具体的行動指針及び取り組み例

- 援助的・親和的な学級づくりを行う。授業や行事等の中で、自己決定の場を用意し、すべての児童・生徒が安心して活動に参加できる雰囲気づくりを行う。
- 定期的なアンケート調査・教育相談を実施するなど、児童・生徒が思いを伝えやすい体制を整える。相談があった場合は迅速かつ適切に対応する。また児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、学校が保護者と密に連絡を取り、迅速かつ適切な対応を行う。
- 不登校や問題行動があるなど支援の必要な児童・生徒については、保護者と密に連携を取り、適切な対応を図る。例えば支援教室を効果的に活用するなど、校内での児童・生徒の居場所づくりを図りながら個別支援を行うことで、児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにする。
- 支援の必要な児童・生徒に対して、教育相談コーディネーターを中心とした組織的な対応を図るなど校内支援体制を整える。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーおよび校外の関係機関とも連携しながら、計画的に支援を行う。さらに教育研究相談センター・子ども発達支援センター・児童相談所等とも情報交換を行いながら、一人ひとりの状況にあった対応を図る。
- 個別支援の必要な児童生徒に対する支援シートの作成、活用をしていく。
- 不登校児童・生徒については、自分のことをゆっくり考えることができる居場所の一つとして「教育支援センターなぎさ」との連携を図る。また、フリースクール等の民間の団体とも必要に応じて連携を図り、自宅等でのICT活用等、多様な教育機会の確保、個々の状況に応じた段階的な支援を行っていく。

柱Ⅱ 支援の充実

項目⑤	幼・保・小及び小・中の連携推進
-----	-----------------

小学校入学に際して、「遊び」を中心とした幼稚園・保育園等の教育活動から、「教科学習」を中心とした教育活動へと、子どもを取り巻く環境は大きく変化します。子どもの発達段階に合わせた適切な指導・支援が行えるよう小学校と幼稚園・保育園等との連携は大変重要です。子どもを中心として、家庭と学校、地域の大人が適切にかかわることができるよう関係諸機関と連携を取りながら、幼児期と児童期をスムーズにつなぐ取り組みを進めます。

さらに、小学校から中学校への進学において、集団不適応（学習に取り組めない等）や不登校などを防ぐため、小学校と中学校とが情報交換を密に行い、子どもの力を活かす環境づくりや働きかけを行うことが大切です。また、できるだけ円滑に中学校生活に移行できるように小学校高学年で教科担任制を取り入れたり、小学校と中学校との交流を行ったりする取り組みを推進します。

具体的行動指針及び取り組み例

○保育園・幼稚園～小学校

- ・幼児教育で学び培ってきた力を活かして、主体的に自分らしく小学校での学びに向かうことができるようスタートカリキュラムの充実を図る。
- ・支援の必要な幼児の円滑な就学に向けて、支援シートの引き継ぎや情報共有を行い、教育相談コーディネーターを中心としたチームで支援できるよう体制を整える。
- ・ようこそ集会や遊び等を通して交流を図り、小学校への期待感や見通しをもたせる。
- ・適切な対応ができるよう幼稚園・保育園・子ども園等へ訪問を行い、情報共有を図る。
- ・インクルーシブ教育が根底にあることを共通認識とする。

○小学校～中学校

- ・中学校入学前に児童が中学校の教員の授業を受けることで、児童が中学への期待感や見通しを持てるようにする。
- ・教育相談コーディネーターが中心となってチームを組織し、児童・生徒指導及び支援にあたる。
- ・中学校クラス編成時、小・中学校教員間で相談を行い、児童・生徒理解を図るとともに、進学直後から円滑な人間関係を築けるように取り組む。
- ・円滑な進学に向けて支援シートの引き継ぎやキャリアパスポートの引き継ぎなど校務支援システムも活用しながら、小・中学校間での情報共有を図り、児童・生徒一人ひとりが適切な支援を受けられるようにする。
- ・小学校高学年での教科担任制の導入により、中学校への抵抗感を減らす。
- ・交流授業や部活動体験などを通して子どもたちが中学校へ行く機会を設けることで、中学校生活へのスムーズな移行を図る。

4 柱III 学校組織の充実

学校には社会からの要請、児童・生徒や保護者・地域の方々の願いや期待が数多く寄せられています。学校を取り巻く環境は常に変化するものですが、今、その変化のスピードが速くなっています。こうした環境の変化を的確に把握した上で、教育界の動向を踏まえ、児童の実態を見極めながら、充実した教育を目指し、よりよい学校づくりをしていくために、学校教育目標を設定します。

この学校教育目標を達成するために、具体的な取り組みを設定し、実施します。その実施に当たり、学校は、組織として機能していくことが必要です。教職員自らが意欲と能力を最大限発揮できる環境を整備し、職員間の共通理解をもって意思決定がなされる学校を作っていくための具体的な取り組みとして、本プランでは次の4点を重点として挙げています。

- 1 学校・学年・学級経営の充実
- 2 研究・研修の充実
- 3 信頼に基づいた指導の推進
- 4 働き方改革の推進

校長が学校のグランドデザインをしっかりと描き、それに基づいて教職員一人ひとりが目指す学校像、育みたい児童・生徒像の実現に向けて、「学校全体として」どんな子どもを育てたいか、どんな教育をしていきたいかということを共有することと教職員個々のやりがいや大切にしたい点を強くもつことが大切です。

指導や支援のあり方としては、学級という枠のみにとらわれず、学年や学校全体で、複数の教職員が関わり、組織として対応することが大切になります。

そのうえで、一人ひとりが絶えず研修に努めるなどして、向上心をもち、学び続ける必要があります。

また、日頃から児童・生徒と信頼関係をしっかりと築き、それに基づいた指導がなされることが大切です。そのために、教職員一人ひとりが人権感覚を磨き、信頼される人間でありたいと考え行動することが大切です。

さらに、多様化しているニーズに応えるためには、教職員が健康であることが不可欠です。心身ともに健康で、やりがいをもって勤務を続けることができるよう、「学校における働き方改革」を、これまで以上に進めていきます。

柱III 学校組織の充実

項目①	学校・学年・学級経営の充実
-----	---------------

これからの中学校が教育課程の改善等を実現し、複雑化・多様化した課題を解決していくためには、教職員一人ひとりが力を発揮できる環境となるよう、学校のマネジメント機能を見直し、「チームとしての学校」を作り上げていくことが必要です。

多職種で組織される学校がチームとして機能するよう、学校のマネジメント機能の強化が不可欠です。校長のリーダーシップのもと、学校教育目標の実現に向けてグランドデザイン（学校教育全体構想図）を全教職員が関わって協議し、共有するとともに振り返ることが大切です。

また、教員が個人の力を発揮し、さらに伸ばしていけるような環境を整備していくことも重要です。職員が適切にコミュニケーションを図り、ベテラン職員の経験・技術と、若手職員のエネルギーや柔軟なアイディア等、それぞれのよさを活かし、相互作用しながら協力できる関係づくりを目指します。

具体的行動指針及び取り組み例

- 学校の教育活動全般にわたって、教職員が一丸となり、組織として指導・支援に取り組む。
- 学級運営に当たって生じた課題に対しても、個人で対応するのではなく、学年又は教育相談コーディネーターや管理職等と共に学校として組織で対応する。
- 学校のグランドデザインを年度初めに共有し、年度末に当該年度の取り組みを振り返る。
- 教職員は、学年・学校・保護者等との間での情報共有を確実に行うとともに、「事実確認→解釈→判断・解決」を関係者間で適切に行い、学校全体として方針に沿った教育活動を推進する。
- 教職員が連携して授業づくりや集団づくりを進める。学年会・ブロック会の充実を図り、児童・生徒の指導及び支援について共通理解を深めるとともに、授業改善の取り組みの共有化を図る。
- 校長のリーダーシップのもと、家庭や地域と連携しながら学校を運営する。

柱III 学校組織の充実

項目②

研究・研修の充実

教員は、教職生活を通じて、実践的指導力等を高めるとともに、社会の急速な進展の中で、知識・技能の不断の刷新が必要です。そのため、教員は探究心をもち、学び続ける存在であることが不可欠で、「学び続ける教員像」が求められています。

教員の資質・能力育成、向上のためには、定められた法定研修や各教育委員会が計画・実施する各種の研修の積極的な受講、自発的、継続的な校内研修への参加などが重要です。校内研修が組織的に行われることにより、教員間での組織目標の共有化とそれに伴う連携が進み、学校の組織力の向上にも大きく寄与することが期待されます。

また、校内研究を充実させることで、教員同士の学び合いによって得られる気付きなどの「現場の経験」を重視した学びを含む職能開発・向上を図ります。そして、校内研究推進体制の整備をし、互いに意見を出し合って切磋琢磨できるような風土づくりを行います。

具体的行動指針及び取り組み例

- 教員は、その職責を遂行するために、絶えず研修に努める。
- 教育指導員等を活用し、適宜相談をしながら授業づくり・授業改善に励む。
- 研修の資料をPDF化してまとめる等の工夫により、校内に還元する仕組みを作る。
- 各学校の研究成果については、発表会等を通じて市内公立小・中学校他関係各方面に情報提供をし、意見交流を図り、研究の質をより高めるようにする。
- 各学校において、教員の人材育成の観点から、意識的・計画的・継続的・日常的に教室の行き来を自由に行う等の、教員相互の学びや相談し合える環境を作り、効果的な職場内での学び合いや技能の継承に取り組む。
- 各学校においては、児童・生徒の実態や地域の特性に基づき、創意ある教育活動を開拓するために、実践的な教育研修（研究と修養）に自主的に取り組む。

柱III 学校組織の充実

項目③

信頼に基づいた指導の推進

児童・生徒指導において何よりも大切なものは、信頼関係の構築です。日常的に児童・生徒と対話をするとともに、家庭との連絡を密に取り合い、一人ひとりの理解に努めます。折に触れて児童・生徒の適切な行動を評価し、認め合える集団づくりを意識します。問題行動等には、なぜいけないのかが伝わるよう、粘り強い指導が必要です。また、行動の背景にも目を向け、根本的な課題の理解に努めます。

このようにして児童・生徒との信頼関係を築くことは、保護者との信頼関係構築にもつながり、学校と家庭とが協力することで、一層の教育効果を生み出します。

また教職員には、信頼を失う行動として体罰・不適切な指導は絶対に許されないことを常に認識し、学級担任が一人で抱え込むことのないよう、組織で課題の解決にあたっていくことが求められます。

不祥事防止に努め、積極的に情報を開示して、保護者・地域から信頼される学校づくりを目指します。

具体的行動指針及び取り組み例

- 日常的な対話を通して信頼関係を深め、児童・生徒理解に努める。
- 教職員がチームとして、信頼される学校づくりに取り組めるよう、職員間での信頼関係づくりも推進していく。
- 学校だよりやホームページなどを活用し、積極的な情報開示に努める。
- 「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」を各家庭に配布し、教育委員会での集約を受け、体罰や不適切な指導のない学校づくりに努める。
- 「神奈川県・体罰防止ガイドライン」に則り、逗子市教育委員会で作成した「人権感覚についての自己チェックリスト」を活用し、教職員の人権感覚を高める。

柱III 学校組織の充実

項目④	働き方改革の推進
-----	----------

社会環境の変化に伴い、学校現場にも大きな変化の波が押し寄せています。そのため学校で対応しなければならない課題が、複雑化・困難化し、教職員の精神的・身体的負担も大きくなっています。

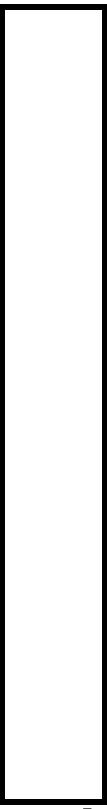
教職員が子どもたち一人ひとりと向き合う時間や、教材研究の時間などを確保していくとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現させて、永く教職員として働くことの意欲を保つことができる職場環境をつくり、すべての教職員が能力を最大限発揮できるようにすることは、喫緊の課題です。

学校教育における働き方改革の推進にあたっては、家庭や地域と課題意識の共有を図りながら、学校と行政とが解決に向けて連携していきます。

教育委員会は、教職員の働き方について、業務の効率化、教員の確保、教員以外でも担うことができる業務に対しての外部人材活用など、人的リソースの充実による、教員の負担軽減に向けたサポートなどに努めます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 教職員の長時間勤務実態改善に向けて、すべての関係者が認識を共有し、それぞれの立場から、学校における働き方改革を進める。
- 部活動の在り方について、学校と行政とが協力して検討していく。
- 校務系ネットワーク（校務支援システム・グループウェア）や採点アシスタント等を効果的に活用し、校務処理の一層の迅速化、効率化を図るとともに、学習系ネットワークとの連動を目指し、評価の効率化を推進する。
- 教職員のメンタルヘルスについては、セルフケアだけでなく、管理職が行う職場環境等の改善と相談への対応、及び連携する外部機関の保健スタッフ等によるケア（産業医、衛生管理者などによる専門的ケア）等、組織的な方策をとる。



逗子市立

2023年度～2026年度
学校教育総合プラン評価シート（学校自己評価）

【 様式1 】

学校教育総合プラン実施計画・評価一覧 2023(令和5)～2026(令和8)年度

【逗子市立〇〇〇学校】

項目	項目	項目別評価						総合評価					
		2023 年度	重点 目標	2024 年度	重点 目標	2025 年度	重点 目標	2026 年度	重点 目標	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
① 学校安全の推進 ② 教育情報化の推進 ③ 地域との協働推進 ④ 学校評価を生かした 教育環境の充実	4年間を見据えた取組内容 (できるだけ具体的な内容で記載する)												
柱 I ① 授業改善の推進 ② 健康体力づくりの推進 ③ 体験活動の充実 ④ 今日的課題への取組 学習指導の充実		<input type="checkbox"/>											
柱 II ① 支援環境の充実 ② 安心できる居場所づくりと絆づくりの推進 ③ いじめ対策の推進 ④ 不登校対策・問題行動対策の推進 ⑤ の車携推進 支援の充実		<input type="checkbox"/>											
柱 III ① 学校・学年・学級経営の充実 ② 研修・研究の充実 ③ 信頼に基づいた指導の推進 ④ 動き方改革の推進 学校組織の充実		<input type="checkbox"/>											

%は、Sを4、Aを3、Bを2、Cを1とし、計算した数値

評価基準 S…想定以上の顕著な成果が見られた(100%～91%程度)
B…一定の成果が見られた(70%～31%程度)
C…成果が見られなかつた(30%～0%程度)

令和5年度 「学校関係者評価」

	項目 (重点としたものに○)	自己評価 (学校の目標達成状況及び学校の取組の適切さ、改善方策について等)	外部評価者からの意見・指摘
教育環境の充実	①学校安全の推進		
	②教育情報化の推進		
	③地域との協働推進		
	④学校評価を生かした学校づくり		
I 学習指導の充実	①授業改善の推進		
	②健康体力づくりの推進		
	③体験活動の充実		
	④今日的課題への取り組み		
II 支援の充実	①支援環境の充実		
	②安心できる居場所づくりと絆づくりの推進		
	③いじめ対策の推進		
	④不登校対策・問題行動対策の推進		
	⑤幼・保・小、小・中の連携推進		
III 学校組織の充実	①学校・学年・学級経営の充実		
	②研究・研修の充実		
	③信頼に基づいた指導の推進		
	④働き方改革の推進		

逗子市学校教育総合プラン懇話会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市の学校教育の方針及び方向性を示す逗子市学校教育総合プランの改定並びに進行管理を行うに当たり、広く市民、関係者等の意見を聴取することを目的に逗子市学校教育総合プラン懇話会（以下「懇話会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(メンバー)

第2条 懇話会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 教育委員会委員
- (3) 逗子市立小学校長会の推薦を受けた者
- (4) 逗子市立中学校長会の推薦を受けた者
- (5) 逗子市立小学校教頭会の推薦を受けた者
- (6) 逗子市立中学校教頭会の推薦を受けた者
- (7) 逗子市立小中学校長から推薦を受けた者
- (8) 市職員
- (9) その他教育長が特に必要があると認めた者

2 懇話会への参集の求めは教育長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(座長及び副座長)

第3条 懇話会に座長及び副座長を置き、メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、懇話会の進行、調整等を行う。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第4条 教育長は、懇話会の開催に当たり、教育に関する知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第5条 教育長は、必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に
対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、教育長が
別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

議案第16号

議案（逗子市社会教育委員条例の一部改正について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条に基づき、市長から議案（逗子市社会教育委員条例の一部改正について）作成に関して意見を求められ、原案を了承する旨回答するもの。

令和5年11月15日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠



5 逗 総 発 第 51 号

2023年（令和5年）10月31日

逗子市教育委員会

教育長 大河内 誠 様

逗子市長 桐ヶ谷



教育委員会の意見聴取について（依頼）

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、教育委員会の意見について聴取いたしましたく、次のとおり依頼いたします。

意見聴取を依頼する案件

- ・逗子市社会教育委員条例の一部改正について … 別添のとおり

（事務担当：総務部総務課）

議案第 号

逗子市社会教育委員条例の一部改正について

逗子市社会教育委員条例の一部を次のように改正する。

令和5年 月 日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市社会教育委員条例の一部を改正する条例

逗子市社会教育委員条例(昭和34年逗子市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(委員の委嘱の基準)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 社会教育の関係者
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (5) 学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要があると認める者

第4条中「10人」を「14人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

類似の概念である生涯学習及び社会教育に係る計画等を統廃合し、社会教育委員会議において一体的に進行管理を行うに当たり、社会教育委員の委嘱の基準及び定数を改正する要あるため提案する。

逗子市社会教育委員条例(昭和34年逗子市条例第19号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>逗子市社会教育委員条例</p> <p style="text-align: right;">昭和34年 9月15日 逗子市条例第19号</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第18条の規定に基き、逗子市社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 法第15条の規定により本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。</p> <p><u>(委員の委嘱の基準)</u></p> <p>第3条 委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>(定数)</p> <p>第4条 委員の定数は、<u>10人</u>とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、委員の会議の運営その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和34年4月1日から施行する。</p>	<p>逗子市社会教育委員条例</p> <p style="text-align: right;">昭和34年 9月15日 逗子市条例第19号</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>(委員の委嘱の基準)</u></p> <p>第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公募による市民 (2) 学校教育の関係者 (3) 社会教育の関係者 (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (5) 学識経験のある者 (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要があると認める者 <p>(定数)</p> <p>第4条 委員の定数は、<u>14人以内</u>とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>

議案第17号

逗子市社会教育委員の委嘱について

逗子市社会教育委員について、別紙名簿のとおり委嘱したいので承認を求める。

令和5年11月15日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

(案)

逗子市社会教育委員

(令和5年12月1日現在)

No.	氏名	性別	分野区分	委嘱年月
1	磯野 昌子	女	学識経験者	2023年12月
2	荻村 哲朗	男	学識経験者	2021年4月
3	池上 慎吾	男	学校教育	2021年5月
4	桑原 智子	女	家庭教育	2012年6月
5	角田 進	男	社会教育	2011年12月
6	佐藤 朋子	女	社会教育	2016年12月
7	愛 賢司	男	社会教育(逗子市文化協会)	2023年12月
8	角田 梨沙	女	社会教育(逗子市PTA連絡協議会)	2023年12月
9	石 眞一	男	社会教育(逗子市スポーツ協会)	2023年12月
10				(欠員)

(任期:令和5年12月1日～令和7年11月30日)

2023年度(令和5年度)教育研究相談センター主催夏季研修会のまとめ

No.	研修会・講座名	講師	実施日	参加人数												経験年数				評価											
				逗子市				他市町				合計				~5年				~10年				~20年				~30年			
				会場参加		オンライン参加		市内		市外		合計		小学校		中学校		その他		小学校		中学校		その他		小学校		中学校		その他	
1	『困っている子への支援のあり方について』①～特性理解～	星山 麻木 氏(明星大学教育学部教授)	7月26日(水)	66	28	11	105	/	/	/	/	0	105	/	/	/	/	105	31	23	25	8	7	5	50	37	3	2	13	3.5	
2	『困っている子への支援のあり方について』②～支援方法の理解A(心・行動支援)～	星山 麻木 氏(明星大学教育学部教授)	8月3日(木)	39	21	17	77	/	/	/	/	0	77	/	/	/	/	77	17	12	17	9	8	4	48	17	0	0	12	3.7	
3	『困っている子への支援のあり方について』③～支援方法の理解B(環境調整と連携)～	星山 麻木 氏(明星大学教育学部教授)	8月24日(木)	41	29	19	89	/	/	/	/	0	89	/	/	/	/	89	21	14	25	8	3	2	45	25	1	0	18	3.6	
4	『教師の仕事って、何ですか?』	細野 裕 氏(元横須賀市立中学校長、現キャリア教育コーディネーター)	7月24日(月)	5	0	5	10	/	/	/	/	0	10	1	0	0	1	11	2	1	2	2	1	1	7	1	1	0	2	3.7	
5	『発達性ディスレクシアの子どもたちの学ぶ権利を守るために』	沖村 可奈子 氏(NPO法人発達サポートネットパオバブの樹 言語聴覚士)	7月24日(月)	20	5	11	36	/	/	/	/	0	36	28	1	/	29	65	16	10	16	5	7	0	45	8	1	0	11	3.8	
6	『幼稚教育と小学校教育との円滑な接続に向けて』	吉田 豊香 氏(日本生活科・総合的学習教育学会顧問)	7月25日(火)	19		19	38	/	/	/	/	0	38	5	/	/	5	43	6	10	8	5	6	0	25	9	0	0	9	3.7	
7	『池子の森の歴史遺産を巡る』	両角 篤 氏(教育指導教員)	7月26日(水)	14	2	2	18	/	/	/	/	0	18	/	/	/	/	18	1	2	2	3	4	0	12	0	0	0	4	4.0	
8	『成立期の都市鎌倉を探る』	渡邊 浩史氏(日本大学講師)	7月26日(水)	7	2	1	10	/	/	/	/	0	10	/	/	/	0	10	0	1	4	0	2	0	3	4	0	0	3	3.4	
9	『地域素材を生かした授業づくり』	両角 篤 氏(教育指導教員) 池上 慎吾 氏(小坪小学校校長)	7月27日(木)	18	1	1	20	/	/	/	/	0	20	/	/	/	0	20	5	5	4	2	4	0	18	2	0	0	0	3.9	
10	『み～んなでわかっていく、楽しんでいく音楽科の授業づくり』	平野 次郎 氏(筑波大学附属小学校教諭)	7月27日(木)	21	1	4	26	/	/	/	/	0	26	3	/	/	3	29	9	5	10	3	2	0	28	0	0	0	1	4.0	
11	『初級編 LoiLoノート講座』	梶原 晃 氏(株式会社LoiLo)	7月28日(金)	/	/	/	/	0	16	7	1	24	24	/	/	/	0	24	6	7	9	0	2	0	19	5	0	0	0	3.8	
12	『中・上級編 LoiLoノート講座』	梶原 晃 氏(株式会社LoiLo)	7月28日(金)	/	/	/	/	0	20	6	1	27	27	1	/	/	1	28	6	7	12	1	2	0	20	8	0	0	0	3.7	
13	『これから的情報社会で必要な力を育むために』	塩田 真吾 氏(静岡大学教育学部)	7月28日(金)	/	/	/	/	0	/	/	/	0	0	/	/	/	0	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
14	『名越湿地の貴重な自然』	岡山 和生 氏(逗子名越緑地里山の会 まちなみと緑の創造部会)	8月1日(火)	4	5	1	10	/	/	/	/	0	10	/	/	/	0	10	1	0	1	1	5	0	6	2	0	0	2	3.8	
15	『子どもの問題行動の予防・学校全体での取り組み』	和久田 学 氏(公益財団法人 子どもの発達科学研究所 所長・主席研究員)	8月1日(火)	/	/	/	/	0	12	2	18	32	32	17	3	/	20	52	13	5	6	7	3	0	23	10	1	0	18	3.6	
16	『理科学習における見方・考え方の働きかせ方(小中の実践を通して)』	和田 一郎 氏(横浜国立大学教育学部教授)	8月4日(金)	5	4	1	10	/	/	/	/	0	10	/	/	/	0	10	2	0	3	1	4	0	8	2	0	0	0	3.8	
17	『考え、議論する道徳の授業実践』	本田 正道 氏(日本道徳学会評議員)	8月7日(月)	5	2	1	8	/	/	/	/	0	8	3	/	/	3	11	4	1	3	1	0	0	4	5	0	0	2	3.4	
18	『主体的に学習に取り組む態度の育成と学習評価』	高木 展郎 氏(横浜国立大学名誉教授)	8月8日(火)	6	10	3	19	4	4	2	10	29	6	/	/	6	35	4	6	5	9	5	0	25	3	0	0	7	3.9		
19	『幸せを呼ぶ魔法の声かけ プラスの言葉～選択理論をベースに言語災害を予防し、良好な人間関係を築く～』	井上 千代 氏(日本選択理論研究会愛媛支部長 選択理論心理士 元公立小中学校養護教諭)	8月8日(火)	/	/	/	/	0	17	9	14	40	40	30	1	/	31	71	7	5	9	4	4	0	22	7	0	0	42	3.8	
20	『学校現場におけるアンガーマネジメント』	松島 徹 氏(日本アンガーマネジメント協会参事)	8月9日(水)	14	7	8	29	/	/	/	/	0	29	24	2	/	26	55	13	7	19	7	6	0	37	10	0	0	8	3.8	
21	『主体的・対話的で深い学びを目指した授業づくり～1人1台端末+クラウドをフル活用した授業実践を手がかりに～』	水谷 年孝 氏(学校DX戦略アドバイザー 春日井市教育委員会 教育研究所 教育DX推進専門官)	8月18日(金)	5	2	1	8	1	4	/	5	13	5	/	/	5	18	2	5	2	2	1	0	11	1	0	0	6	3.9		
22	『教師のための環境学習講座』	ずし環境会議二酸化炭素削減部会	8月21日(月)	6	3	1	10	/	/	/	0	10	/	/	/	0	10	2	4	2	1	0	0	7	0	1	1	1	3.4		
23	『支援のための発達心理学』	遠藤 利彦 氏(東京大学大学院教育学研究科 教授)	7月27日(木)	/	/	/	/	0	4	3	1	8	8	/	/	0	8	2	0	2	1	3	0	5	3	0	0	0	3.6		
			8月22日(火)	/	/	/	/	0	23	2	15	40	40	36	6	/	42	82	12	3	10	6	1	0	12	17	3	0	50	3.3	
24	『学校と保護者の関係づくりについて』	石澤 方理 氏(逗子市スクールカウンセラー)	8月23日(水)	22	5	13	40	/	/	/	0	40	/	/	/	0	40	14	7	9	3	4	0	32	5	0	0	3	3.9		
25	『人権教育ワークショップ「知る、感じる、考える」～子どもに関する人権課題～』	橋本 沙織(湘南三浦教育事務所指導課指導主事) 首藤 明(湘南三浦教育事務所指導課社会教育主事兼指導主事)	8月28日(月)	26		3	29	/	/	/	0	29	2	/	/	2	31	2	8	9	4	2	0	14	11	0	0	6	3.6		

過去実績			
小学校	中学校	その他	他市町
R4実績(27講座)	432	206	147
R4実績(27講座)	133	918	
R3実績(16講座)	373	121	78
R3実績(16講座)	572		
R元実績(27講座)	403	145	73
R元実績(27講座)	162	783	
H30実績(27講座)	337	74	59
H30実績(27講座)	260	730	

*参加人数の「その他」は、幼稚園・保育園・ふれスク・学童・虹サボ等の参加者及び行政関係者
 *評価は、アンケートの「今後の教科指導や児童・生徒理解、児童・生徒への支援に役立つものでしたか」の項目
 4、とても思う 3、思う 2、あまり思わない 1、思わない
 にそれぞれに回答した人数。
 ※平均は、項目番号を点数換算し、4点満点で計算しました。

※令和2年度
は、コロナ禍
により全講座

※令和3年度
は、コロナ禍
によりオンライン